

# 郵便による税務関係証明書の申請について

## 1 郵便により申請できる証明書等

- 納税証明書（町県民税・固定資産税・国保税・法人町民税・軽自動車税）
  - ・ 町県民税、固定資産税、国保税、軽自動車税は1通の証明書にまとめて3年度分、9件まで証明できます。
  - ・ 法人町民税は、1通で3年度分証明できます。
- 車検用軽自動車税納税証明書（無料）
  - ・ 車検以外には使用できません。
  - ・ 申請書（下記3参照）に車のナンバーを必ず記入してください。
- 住民税決定（所得・課税）証明書
  - ・ 所得金額については、前年中の所得を翌年度（課税年度）で証明します。例えば令和6年中の所得は、令和7年度の証明書において証明します。
- 非課税証明書
  - ・ 内容は住民税決定（所得・課税）証明書と同様です。
- 営業証明書（法人）
- 所在証明書（法人）
- 完納証明書（個人・法人）
- 評価証明書（土地・家屋）（1通で5件まで証明できます。）※
- 公課証明書（土地・家屋）（1通で5件まで証明できます。）※
- 名寄帳の写（個人・共有 A3サイズ）
- 公図の写（A3サイズ 縮尺は原則1/600。ただし一部の公図で例外あり。）※  
令和7年9月より、「評価証明」と「公課証明書」において、土地と家屋が統合されました。

## 2 申請方法

- 申請書、手数料（定額小為替）、返信用封筒（切手を貼付したもの）、申請者の身分を証明するもの※のコピーを同封し、下記の宛先に送付してください。
- ※身分を証明するものとは、マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、在留カード等、公的機関が発行したものです。
- ※法人の場合の証明書類についてはお問合せください。

### 3 申 請 書

当町ホームページ掲載の「税務関係証明書等交付申請書」またはふつうの便せん用紙で申請できます。

- ・「税務関係証明書等交付申請書」の場合は、記入例を参考に必要事項を記入してください。
- ・便せん用紙の場合は、請求者の住所（1月1日以降に住所を変更された場合は新旧の住所）、氏名、生年月日、電話番号、必要な証明書の名称・年度および必要通（枚）数を記載してください。

### 4 手 数 料（定額小為替）

手数料は1通（枚）につき200円（車検用軽自動車税納税証明書は無料）となりますので、必要通数分の定額小為替を同封してください。定額小為替は、郵便局で購入できます。

◎定額小為替はお釣りのないようにお願いします。

地方自治法施行令第156条において、証券による納付を受ける場合は「納付金額を超えないものに限る」と規定されています。施行令の趣旨をご理解いただき納付額分の定額小為替を送付するようお願いします。

### 5 返信用封筒

返信用封筒は、あなたの住所（返送先）、氏名を記入し切手を貼ったものを同封してください。目安としては、定形封筒で証明書（A4サイズ）が9～10枚程度（50gまで）であれば110円※で足ります。請求通（枚）数が多い場合は、余分に同封してください。

※定形外（規格内）50gまでは140円、定形外（規格内）100gまでは180円です。詳細は日本郵便ホームページ等でご確認ください。

### 6 そ の 他

申請ができる方は原則、納税者（所有者）本人に限ります。ただし、相続等で納税者（所有者）本人が申請できない場合は、事前にお電話にてご相談ください。

### 7 申 請 書 送付先

〒368-0072 埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬4545番地

横瀬町役場税務会計課

TEL 0494-25-0113（直通）